

# 北九州市パートナーシップ宣誓の手引き



北九州市

## 目 次

1 この制度におけるパートナーシップの定義	… 2
2 宣誓をすることができる方	… 2
3 「パートナーシップ宣誓」手続きの流れ	… 3
4 宣誓に必要な書類	… 4
5 宣誓後について	… 6
6 Q&A	… 8

北九州市では、市民一人一人がお互いに価値観や個性の違いを認め合い、多様性が認められる社会を目指し、パートナーシップ宣誓制度を導入しています。

一方または双方が性的マイノリティであるお二人が、互いを人生のパートナーとして日常生活において協力することを、市長に対し宣誓する制度です。

法的に婚姻と同等の効果はありませんが、皆様の生き方を後押しする制度です。

北九州市は、「安らぐまち」の実現に向け、人権教育や人権啓発、ジェンダー平等社会の構築、多文化共生の理解促進などに取り組んでおり、この制度が、多様性を認め合う社会実現へ寄与することを期待しています。

## 1 この制度におけるパートナーシップの定義

ここでいう「パートナーシップ」とは、「互いを人生のパートナーとして日常生活において相互に協力し、又はすることを約した、一方又は双方が法(※)に規定する性的指向又はジェンダーアイデンティティについて少数派であると認められる二人の関係」です。

## 2 宣誓することができる方

宣誓をするお二人ともが、次の全ての要件に該当していることが必要です。

- 民法に規定する成年に達していること
- 一方又は双方が市内に住所を有していること、又は市内へ転入を予定していること
- 配偶者(事実上の婚姻関係にある者を含む。)がないこと
- 宣誓をしようとする相手以外の者とパートナーシップがないこと
- 宣誓をしようとする相手と、近親者(※)でないこと

### ※性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律

- ・「性的指向」とは、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。
- ・「ジェンダーアイデンティティ」とは、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。

### ※近親者

民法734条及び735条に規定する婚姻することができないとされる続柄のこと  
直系血族及び姻族(例:祖父母、父母、子、孫、子の配偶者、配偶者の父母)  
親族関係終了後も同様  
三親等内の傍系血族(例:兄弟姉妹、叔父叔母、伯父伯母、甥姪)

### 3 「パートナーシップ宣誓」手続きの流れ

#### ① 宣誓日の事前予約

- ・宣誓を希望する日時の7日前までに電話予約をお願いします。  
[宣誓受付]北九州市人権推進センター人権文化推進課  
TEL (093)562-5010  
日時 月～金 8時30分～17時(祝休日・年末年始除く)  
場所 小倉北区大手町11-4(大手町ビル8階)

#### ② パートナーシップ宣誓

- ・予約した日時に必ずお二人でお越しください。
  - ・プライバシー保護のため、個室で対応いたします。
  - ・必要書類をご持参ください。(必要書類は P4「4 宣誓に必要な書類」参照)
  - ・市職員の立会いのもと、お二人で「パートナーシップ宣誓書(様式第1号)」と「確認書(様式第2号)」に必要事項を記入して頂きます。
- ※宣誓後、宣誓書(写し)をお渡しします。

#### ③ 宣誓書受領証の交付

##### 【手渡しを希望される場合】

- ・宣誓時に交付日時を予約して頂きます。
- ・予約日時に、お越しください(どちらかお一人でも可)。
- ・プライバシー保護のため、個室で対応いたします。
- ・宣誓書(写し)及び本人確認書類をお持ち下さい。確認のうえ、受領証をお渡しします。

##### 【郵送を希望される場合】

- 宣誓書記載の住所に郵送(簡易書留)します。
- ※同居でない場合はどちらかの住所を指定して頂きます。

※自署することができない場合は、宣誓時の書類、その他の申請書類についても代筆することができます。

## 4 宣誓に必要な書類

宣誓には以下の書類等が必要です。

### (1)住所(市内)又は転入予定であることを証明するもの

- ・住民票の写し又は住民票記載事項証明書(宣誓日以前3箇月以内に発行されたもの、「個人番号」や「本籍」を省略したもの)
- ・転入予定の場合は、予定住所が確認できる「売買契約書」や「賃貸契約書」の写し等

### (2)独身であることを証明するもの

- ・「個人事項証明(戸籍抄本)」や「独身証明書」等を本籍地市町村に請求してください。
- ・外国籍の方は、本国が発給した「婚姻要件具備証明書」などの配偶者がいないことを確認できる書類に日本語訳を添えて提出してください。

### (3)本人確認書類

- ・官公署が発行した本人の顔写真が添付されたもの1点  
(例:マイナンバーカード、パスポート、運転免許証、在留カード等)
- ・上記が無い場合は、健康保険証、年金手帳、年金証書、住民基本台帳カード、雇用保険の受給者証等の本人を確認できる書類を2点以上お持ちください。

## ※受領証の記載について

### ①通称名の使用について

特に理由があると市長が認める場合は、日常生活で使用している通称名で宣誓することができます。

### ②子の氏名の記載について

宣誓書受領証(裏面)には、子の氏名を記載することができます。

子の氏名の記載を希望される場合は、関係性の分かる書類(例:個人事項証明(戸籍抄本))をお持ちください。

## ■北九州市パートナーシップ宣誓書受領証

表面(3種類) ※3種類からお好きなデザインを選ぶことができます。

**パートナーシップ宣誓書受領証**

北九州市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき提出した宣誓書を受領したことを証します。

第 号

\_\_\_\_ 様 \_\_\_\_\_ 様

年 月 日

北九州市長 武内和久

**パートナーシップ宣誓書受領証**

北九州市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき提出した宣誓書を受領したことを証します。

第 号

\_\_\_\_ 様 \_\_\_\_\_ 様

年 月 日

北九州市長 武内和久

**パートナーシップ宣誓書受領証**

北九州市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき提出した宣誓書を受領したことを証します。

第 号

\_\_\_\_ 様 \_\_\_\_\_ 様

年 月 日

北九州市長 武内和久

裏面(1種類)

北九州市は、市民一人ひとりが互いに価値観や個性の違いを認め合い、多様性が認められる社会の実現を目指しています。

この受領証は、法律上の効果が生じるものではありませんが、お二人のパートナーシップを尊重することで、お二人が北九州市で自分らしくいきいきと活躍されることを期待しています。

子の氏名 \_\_\_\_\_

(緊急連絡先) \_\_\_\_\_

(TEL) \_\_\_\_\_

## 5 宣誓後について

### (1) 宣誓内容の変更

宣誓後に氏名や住所変更されている場合は、「パートナーシップ宣誓事項変更届(第4号様式)」を提出してください。

住所の変更の場合、変更後の住民票も合わせて提出してください。

### (2) 受領証の再交付

- ・受領証について紛失、棄損した等で受領証の再交付を希望される場合は、「パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書(様式第5号)」を交付希望日の7日前までに窓口へ提出(郵送可)してください。
- ・再交付できる期間は、宣誓後10年間です。
- ・窓口での受領を希望する場合は、本人確認書類(4ページに記載)を提示してください。
- ・郵送での受領を希望する場合は、宣誓時の同住所に送付します。簡易書留分の切手を貼付した返信用封筒を提出(郵送可)してください。
- ・宣誓後に住所が変更になった方は、「パートナーシップ宣誓事項変更届(第4号様式)」及び「パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書(様式第5号)」と合わせて、現住所の住民票の写しを窓口へ提出(郵送可)してください。

### (3) 受領証の返還

双方が市内に住所を有しなくなった場合など、2ページの「**2 宣誓をすることができる方**」の要件に該当しなくなったときは、「パートナーシップ宣誓書受領証返還届(様式第6号)」に受領証を添付して、提出(郵送可)してください。

※様式は、こちらから入手してください。

北九州市ホームページ「北九州市パートナーシップ宣誓制度」



<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/18000059.html>

## (4) 転出入に関して

以下、いずれの場合も、まず、窓口までお問い合わせください。

① 北九州市での宣誓後、北九州市外に転出される場合

転出先の自治体において、宣誓書受領証が継続して利用できる自治体、もしくは、簡素化された手続きにて新しい受領証を申請することができる自治体があります。

② 他都市での宣誓後、北九州市内に転入される場合

宣誓された自治体が北九州市と協定関係等にある場合は、宣誓書受領証の北九州市での継続利用、もしくは、簡素化された手続きにて北九州市へ新しい受領証を申請することができます。

**【窓口】** 北九州市人権推進センター人権文化推進課

TEL (093)562-5010

日時 月～金 8時30分～17時（祝休日・年末年始除く）

場所 小倉北区大手町11-4(大手町ビル8階)

## 6 Q&A

制度利用に際し、プライバシーは守られますか？

- A. 宣誓の際は、プライバシー保護のため個室対応します。  
提出された書類や記載されている内容等の個人情報等について、外部に情報を提供することはありません。

パートナーシップ宣誓に費用はかかりますか？

- A. パートナーシップ宣誓書受領証の発行に費用はかかりません。  
ただし、宣誓の際に提出していただく必要書類の発行手数料などは、自己負担となります。

パートナーシップ宣誓書受領証は即日発行されますか？

- A. 宣誓の際に交付日時を調整し、受領証は後日のお渡しとなります。  
郵送での受領も可能です。

パートナーと法的な関係を構築する方法はありますか？

- A. 結婚に類似した関係を構築する方法として、公正証書により任意後見契約等を結ぶ方法があります。

宣誓書受領証はどのような場合に使用できますか。

- A. 例えば、勤務先での福利厚生申請や民間企業や行政のサービス利用に際し、提示により、お二人の関係性の証明に使用できる場合があります。市のホームページをご参照ください。

性的マイノリティのカップルも対象となる行政サービス一覧

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/files/001046644.pdf>

